

第9回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成20年10月15日(水) 13:30～15:30

【事務局】 それでは、ただいまから第9回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、毎回大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日の議題といたしましては、前回、コミュニティセンターの在り方のまとめ(骨子)につきましてご審議をいただき、大筋は合意をいただいたところでございますが、とりわけ5番の「コミュニティセンターの今後の在り方」につきまして委員の皆様からご意見をいただき、引き続きご審議いただくこととしておりました。本日は、前回ご審議いただいた内容を踏まえ、まとめ(骨子)を資料として改めて添付しておりますので、再度ご審議いただきたいと思いますと考えております。

また、改良住宅の管理・運営及び建て替えにつきましては、これまで4回にわたる委員会でのご議論を踏まえたまとめ(骨子)についてご審議いただき、委員会としての一定の方向性をご確認いただきたいと思いますと考えております。さらに、崇仁地区における環境改善につきましては、前回は十分なお時間がございませんでしたが、引き続きご審議いただきたいと思いますと考えております。各委員におかれましては、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以下の進行につきまして、新川委員長にお願いしたいと思います。新川委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【新川】 それでは、早速でございますけれども、本日の議事を進めさせていただきます。

既にお手元に本日の次第とあわせまして、各議題についての資料がついておるうかと思ひます。まずは、1つ目の議題でございますコミュニティセンターの在り方について、本日は前回のまとめについてのご意見を踏まえた、一応私どもの現時点での結論を出すまとめをさせていただきますので、こちらのまとめ(骨子)修正案のほうからご審議をいただければというふうに思ひます。

それでは、早速でございますけれども、お手元、資料1をご覧くださいというふうに思ひます。

この資料1にございますとおり、コミュニティセンターの在り方について、その意義と役割、また現状と課題、そして3番目の検討の視点、4番目の今後の在り方について、このあたりにつきましては、ほぼ前回までにご議論をいただいた点、大きな変更はございません。前回のご議論をいただきまして、特に5番目「コミュニティセンターの今後の在り方について」、この部分についてかなり大きな修正をさせていただきました。ここのところを少し私のほうで説明をさせていただき、全体を含めてご審議をいただければというふうに思っております。

それでは、資料1の3ページ目「コミュニティセンターの今後の在り方について」というところをご覧いただければと思います。

この「今後の在り方について」を論ずるに当たりまして、前回の当委員会の委員の皆様方からのご指摘に基づきまして、我々としてもまずこれまでのコミュニティセンターが果たしてきた意義や役割について、それがやはり従来の差別問題を改善するのに大きく貢献をしてきたという意義・役割については、改めて記述をさせていただいております。隣保館は同和問題の解決に向けて、住民の生活の質の向上に大きく貢献をしているということ、またコミュニティセンターになって以降は住民自立ということに向けて、様々な地域の活動の芽生えをこのコミュニティセンターが育ててきたということ、そういう成果を改めて確認をさせていただいております。

しかし、こういう成果がある一方では、やはり長年にわたるこうした施策の継続が、4ページ目でございますけれども、行政依存や、あるいはこのコミュニティセンターそのものも、その名前にもかかわらず特別な施設であるというような印象を持たれてしまう、そんな課題を生み、それらがひいては終結後にもかかわらず、同和行政に対する不信というのを招いているということがございました。こういう検討を踏まえ、現行の形態での存続については、やはりその必要性はなくなっている、そういう観点からの検討を今後に向けてしていく、そういう筋立てになってございます。

したがって、4ページの2つ目の丸のところからは、従来の同和行政に対する様々な不信感を払拭していくということ、そしてこの問題の本当の意味での解決を図るということのためにも、このコミュニティセンターの役割について、これを一旦終結させるということ、そして抜本的に速やかに見直し、市民の共感

と理解が得られるようなものにしていくことが重要だということで、当委員会としての今後の方向付けをさせていただきました。

そして、前回のご意見を踏まえまして、更に幾つかのポイントをその後付けさせていただきました。それが4ページの3つ目の丸、「もとより」以下であります。そこでは、住民の更なる自立促進、そして本当の意味でのコミュニティの振興を図ると。そのためにも旧隣保館、そしてコミュニティセンター、これ自体が持っております市民のものとしての社会的な資源である有用性というのを、全市的な観点から更により有効に活用をしていくべきであるというのが我々の追加点の1つ目のポイントであります。

さらに、この施設では、これまでいろんな取組で生まれてきた地域の自主的な活動がございました。こういうものについても、今後ともその地域における住民の自立にスムーズに結びついていく、そのためこういうような活動、交流事業については、地域でのそうした芽生えが今後も閉ざされることなく、絶やされることなく育っていく、そういう配慮が必要だというのが前回でのご意見であったかと思えます。

一方では、こうした施設については、施設そのものの在り方も含めて抜本的に検討をするということになっておりますけれども、その際にやはり全市的な観点ということを改めてきちんと位置付け、市民参加による検討を一定期間を設けて行うことなど、市民のニーズに応じてこの施設を全市的な観点から市民生活、市民活動を支援する施設として活用していく、そんなような活用の在り方を具体的に検討していただきたいという点を加えさせていただきました。

以上のように、今回、修正をさせていただきましたところは、前回ご意見をいただいた点を今申し上げましたような今後の在り方についての幾つかの追加事項、また我々が前提としている事柄の再確認を含めて、こういう形でまとめさせていただきます。

なお、前回いただいたご意見で幾つか関連をしたもので、このコミュニティセンターそのものについてのご意見がございましたので、それに関連して、そのところを少し付け加えてお話をさせていただきたいと思えます。

前回のご意見の中で、この隣保館やコミセンが果たしてきた役割をもっとしっかりと示していく、これまでの大きな役割を果たしてきたという点をもっと明瞭

に書き込むべきであるというご意見をいただきました。この点については、若干の書き込みはさせていただいておりますけれども、最終報告、来年の3月に向けでは、その報告の中で旧隣保館あるいは現在のコミセンが果たしてきている役割については、もう少し詳細にその成果を述べることができるのではないかと考えておりますので、今回の私どもの現時点でのまとめについては、お手元のような記述でご了承をいただければというふうに思っております。

また、コミュニティセンターの今後の在り方について、当委員会としても具体的なモデルケースを示してはどうか、また将来のまちづくりのイメージを持った上で考えるべきではないかということのご意見もいただきました。確かにコミュニティセンターの在り方を考える上で、それぞれの地域ごとの事情を勘案して検討をし、その在り方を考えていくというのは本来の在り方かと思えます。

しかしながら、当委員会の役割として、個々の地域の具体例にまで踏み込んで検討をするということは我々の役割ではなく、また、それはむしろ地域の住民の皆様方、そして市民の皆様方の本来の役割にかかわる部分もあろうかというふうに考えております。それぞれの施設の在り方については、その課題、ニーズ、立地条件を踏まえて、市民参加の手法を用いて、今後、この施設の一旦終結後の在り方を全市的な観点から考えていただくというのが筋かというふうに考えまして、今回のところは、せっかくご意見をいただきましたけれども、このコミュニティセンターの今後の在り方の具体的なモデルや、あるいはまちづくりのイメージに基づいたその在り方については踏み込まないということでご了解をいただければというふうに考えております。

また、このコミュニティセンターを考えていく上で、開かれた施設、自主・自立の考え方、あるいはオーディナリーなといった、そういう大切な考え方もいただいております。一応、前回ご覧いただいた素案でも若干出ておりましたけれども、全市的な観点、あるいは自立という観点、また特別な施設ではないという位置付け、そういう印象を与えるという問題を解決していこうという点では、この3つの私どもなりのコンセプトを今回も強調させていただいております。この点については一定、対応できているということでご了解をいただければというふうに思っております。

なお、従来のごういふ問題を生み出した行政の姿勢とか体質についての厳しい

ご意見もいただいておりますが、この点につきましては、やはりこの分野だけではなく、主として今後どういうふうに行行政の在り方を考えていくかという大きな観点で検証していただくべき部分も多いかというふうに思っております。

私どもとしては、同和行政終結後の行政の在り方ということで、その分野について専門的に今のところは扱わせていただいておりますということから、こうした行政の姿勢とか体質に関するご指摘につきましては、私どもなりにこの同和行政終結後の行政の在り方の議論を一わたり終えた後で、つまりは来年3月に向けての最終報告をまとめるところあたりでもう一度、市の行政の体質、この問題をどう考えていったらいいのか、また行政の姿勢をどういうふうに変えていったらいいのかということについて、私どもなりの一定の意見は議論させていただければと思っておりますので、これもご了承をいただければというふうに思います。

それから、施設の利用者の方々あるいは住民の方々のご意見をもっと丁寧に聞いて考えてはどうかというご意見をいただきました。既に前回、お話をいたしましたように、各団体の皆さん方のご意見、また実際に地域の施設の視察等々もさせていただく中で、当委員会の委員さん方には一定のご理解はいただけているかと思っておりますが、更にそうしたご意見を伺う機会を持ってはということをお願いいたしました。

施設の在り方については、今回の私どものまとめの中で、市民参加で地域の方々のご意見を大切にしながら、それぞれの施設の在り方について今後の検討をしていただきたいということで私どもの結論を出させていただいております、ある意味では市民の皆さん方のご意見を聞くのは当委員会の後の、むしろ市民参加よりも各コミュニティセンターの在り方、あるいは地域づくりの在り方を考える機会のほうに委ねるのが筋かというふうに考えております。

もちろん当委員会の検討事項について、当委員会としての議論を深め、更によりよい報告をしていくための機会として、そうしたご意見をお伺いするような機会を設けよというようなご趣旨もあろうかと思っております。その点については、今後、また改めて当検討委員会の中でもご意見をお伺いしていきたいというふうに、委員の皆様方のご意向をお伺いし、どういう在り方がいいのか、これについては事務局ともご相談をさせていただきながら、よりよい関係の皆様方のご意見の承り

方というのは改めて考えていきたいというふうに思っております。

当面のところ、今申し上げましたような形で、これまでの議論を踏まえまして修正をさせていただき、また足りないところは若干、口頭で今、補足をさせていただいたところでございます。

以上、少し説明が足りないところもあるかと思います。ご質問、またご意見をいただいてまいればと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうぞ、細田委員さん、お願いいたします。

【細田】 1点は、今後の在り方のソフトの相談事業のことなんですが、ここで前回のときに出ていたと思うんですけど、特に高齢者に対する配慮、この部分の文章が、ただ地域の行政機関である区役所、課題別の専門スタッフの機関で対応するほうが効果的であるというのはわかるんですが、前回も出ていましたように、高齢者に対する配慮をどうしていくか、この辺を少し付け加えていただければありがたいかなというのが1点。

それから、コミセンの今後の在り方を見ておまして、一旦終結させて、従来の形態のままで存続する必要がなくなっていると言わざるを得ないですが、この在り方の結論を見ていると、何か来年の3月か4月ぐらいになくなってしまうような文章になっているのではないかと。

ですから、結果論じゃないですけど、ある一定の期間という、その期間の中でどういうふうにやっていくか、それまではどうしていくのかというところが、この委員会で出すのがいいのか、ちょっとどうかわかりませんが、その一定期間という中にそのような文章があれば不安はないんじゃないかなと。何かすぐにもなくなってしまって、すぐにも変えてしまうんだというような感じに受け取られて、その部分だけちょっと私の考えとしては違うんじゃないかなというふうに思いました。

【新川】 ありがとうございます。

第1点目の高齢者の方々への配慮ということでございますが、これにつきましては、確かにこのコミュニティセンターが果たしてきた役割の1つとして高齢者福祉的な側面というのもありますし、また高齢者相談的な役割もあることは間違いないのですが、今回は同和行政終結後ということがございまして、主に私どもが焦点を当てた施設のソフト機能については、基本的には同和行政の今の主たる

範囲内ということで、どうしてもそうした児童福祉あるいは高齢者福祉、母子福祉といったような分野には必ずしも十分に触れられていないというところがございます。

ただ、今後の在り方のソフトについて、相談事業のところにもありますように、こういう今ご指摘のような点も含めて、この中にすべて含まれるというふうに考えていただくというのが、とりあえず今回まとめをさせていただいたところの考え方でございます。

それから、第2点目は、これは重大な問題でございまして、コミュニティセンターが従来の形態のままである必要はないとあって、すぐになくなってしまおうというふうに、来年の3月でおしまいにせよというふうに我々が言っているということでございますが、私ども、もちろんそういうことをこの委員会として結論づけているわけではないということは、委員の皆様方にご承知おきいただいているかと思えます。

今回、4ページ目の一番最後の段落のところをご覧いただければ、そこで今後の施設の在り方について、一定の期間を設けて活用の在り方を具体的に定めていくべきであるというふうに書いてございます。そして、この一定期間、活用の在り方が決まるまでは閉めるのかということになりますと困りますので、すぐ上の段に、この地域で生まれている自主的な活動について、その芽を摘んでしまわないような配慮ということと同時に求めさせていただいているということで、ここはご理解をいただきたいというふうに思っておりました。

以上、事務局のほうからもし何か、高齢者等々の問題について補足がありましたら。よろしいですか。

【事務局】 確かに前回、安保委員からもご指摘いただきましたように、ニーズを拾い上げるといいますか、つなげていく、そのシステムを行政としても用意する必要があるというふうに考えております。いろいろ既存の施策、行政施策についても十分に周知するとともに、窓口のご案内、あるいは窓口がわからない場合は、システムとして「京都いつでもコール」というようなものもございますし、また専門の機関でございます地域包括支援センター、あるいは福祉事務所でつないでいくようなネットワーク的な働きかけ、これもあわせて検討していきたいというふうに思っております。

【新川】 どうもありがとうございました。

どうぞ，細田委員。

【細田】 ソフト面の相談事業のところですが，できましたら2つ目の「日常の身近な相談については住民の自立という視点に立ち，可能な限り地域住民の…」とありましたね。ここに，できるならば「住民の自立という視点に立ち，高齢者に対する配慮を考えつつ地域住民の相互扶助」とか，そういうような文章にならないものかどうか，ご検討だけはお願い申し上げます。

【新川】 わかりました。ありがとうございます。

関連いたしまして，またそのほか，いかがでございましょうか。

どうぞ，山本委員。

【山本】 今の話とはまた別の話で，今の文章の中にコミュニティという言葉が2つと，地域コミュニティという単語がコミュニティセンターとは別に3つ出てくるんです。これを読む限り，コミュニティというのは，いわば旧同和地区を指しているんじゃないかというふうに思います。それで，もう少し広い概念として使うときには，地域コミュニティという言葉はどうも使っているように思います。

その地域コミュニティというのは，何か知らんけど，一定一緒に出てくる小学校区域全体でのコミュニティ形成といったことがありますので，そういうふうに受け止められるんじゃないかと思います，ほぼイメージとしてね。というふうに僕は思うんです。

そうすると，1ページ目の小学校区域全体でのコミュニティ形成のところには地域コミュニティ形成と入れるほうがわかりがいいかなと。地域というのは，そういうコミュニティをより広げた形の地域コミュニティ，そっちのほうにむしろ今後，働きかけとか広げていきたいというのが大きな趣旨だと思うんです，コミセンの。ということで，言葉の使い方の問題かもしれませんが，僕はこれを読むと，そういうふうにどうもとれたと思うんです。そういう使い分けを，ある意味できっちりしているというふうに思いますが。

それと，もう1つ，その延長線上なんですけれども，もしこれからのコミュニティセンターというのをより広い地域にまでいるんな活動の場として広げていくというのが基本的な大きな将来の方針であるならば，このコミュニティセンターという言葉自体，やはりネーミングそのものを考え直していくべきだと思うんです。

す。直截に言えば、地域コミュニティセンターになるわけでしょう、この言葉の流れでいきますと。その言葉がいいかどうかは別にして、その辺の整理と申しますか、覚悟と申しますか、その辺のところをきっちり、文章上は同じかもしれませんが、あるほうがいいのかないかと思いました。

【新川】 ありがとうございます。

コミュニティという言葉の使い方については、ただいまのご指摘も踏まえて、もう一度全体を通して整理をさせていただければと思います。その上で、定義を明確にして言葉を使っていたかどうかということで、ここは引き取らせていただきたいと思えます。

それから、名称の問題、これはどういたしましょうか。当委員会として、どこまで名称の問題にまで立ち入って議論するかということはあるのですが、やはりこれまでの在り方を大きく変えて、将来の地域づくりの拠点として活用していただきたいという趣旨からすると、名称も考え直してくださいというのも一つ、大きな転機、転換点をはっきりさせるという意味では重要かもしれません。本当はコミュニティセンターというふうに言い始めたところで変わってないといけなかったということかもしれませんが、このあたりもご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

【安保】 この線に従っていけば、地域のいろんな事情、それから全市的な利用を考えて、それぞれの今までのセンターの在り方を考えていくわけですから、そうすると各センターというのはそれぞれ違ったものになってくるという、それを前提に考えていると思われまますので、そうすると呼び方もそのセンターのいろんな性格によって違ってくるのかなと。そういう未来図を描いているわけではないのでしょうか。

【新川】 今後の在り方のところは、そういう趣旨でご理解いただいていいと思えます。

【安保】 ですので、今までの一定の定義付けのコミュニティセンターというのは、これで役割を終えると。

【新川】 という趣旨ですので、それは当委員会としての方針として既にご決定をいただいた点です。あとは名前も新しいのを考えてくださいというふうな今後の在り方の中で付け加えるかということは、名前でもやはり気分、気持ちも変わるということ

ともありますので、大事かということだろうと思います。

どうぞ。

【長谷川】 4ページの最後のポチのところ、市民参加という言葉があるんですけど、聞こえは非常にいいんですけども、具体的な、例えばこの委員会も一種の市民参加の形だと思うんですけども、どういったことのイメージかなというのがちょっと一般の方にわかりにくいんじゃないかなというふうに思うんですけど。市民参加って、非常に言葉は聞こえはいいんですけども、具体例というんですか、そういうイメージというんですか。

一般の方には、この委員会のことは新聞で時々報道されますわね。今後、どういった形、私、前回のときに子供目線のこととか申しましたけども、どういうことかなというのがちょっと知りたいなというのが。

【新川】 もちろん様々な市民参加の手法というのがこれまでとられてきていますし、例えばこの後ご議論いただきます崇仁のまちづくりでは、リム副委員長が関わってこられたまちづくりの計画づくりなんか、まさに市民の皆さん方の力で行政とも協力しながら計画をつくっていく、そういう作業をしてこられました。おそらく様々な多様な関係者の方々、単なる直接的な利害関係者だけではなくて、間接的に影響のある地域の住民の方々、また全市的な視点も含めた市民参加になるのではないかと考えておりますが、現時点で事務局もあまりイメージはお持ちではないですね、ここのところ。

なさそうですので、なかなか簡単にお答えできませんけれども、やはり市民と行政とがいろんな観点から本当にすばらしいまちづくりをしていくための、それぞれの考え方を闘わせることができる、そしてよりよい結論を、地域づくりの方向を導き出せるような参加機会が提供されるものというふうには期待をしております。

具体的な参加の仕方として、協議会の方式になるのか、もう少し地元での丁寧な懇談会を繰り返すような形になるのか、あるいは幅広くご意見を集めて討論し合うようなワールドカフェとかワークショップの形式になるのか、このあたりはいろんな手法が考えられるかというふうに思っております。

ちょっと恐縮ですが、リム先生、もしこういう市民参加の方法で、これからコミュニティセンターのまちづくり、コミュニティセンターをめぐる今後の在り方

というのをまちづくりと位置付けたり、あるいはよりよいコミュニティセンターの在り方を考えていくということになりますと、どんなやり方を考えることができるのか、想定というか、不確実なところは多いのですが、もし何か、こんな方法がいいのではないのというようなことがありましたら、ご参考までにお伺いできるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【リム】 私は十数年、崇仁まちづくり推進委員会の人たちと一緒に仕事をさせていただいたりして、一貫して個人的に思ってきたのは、同和問題の一番の問題は、行政と地域の人、あるいは運動団体の人たちとはコミュニケーションをとっていますけど、一般市民が見て見ぬふりをする、関与しない、関心を持とうとしない、それが一番問題だと思ってきました。

このコミュニティセンターも改良住宅の建て替えも崇仁も、一貫して私は思っているのは、いかに多くの人たちが地域に関心を持って、よく見てみると同和对策事業の結果、コミュニティセンターをはじめいろんな公共施設ができたことによって、言い替えれば部落があってくれたから自分たちの身近にこういうものすごい施設が整ったという側面があると思ってくれる、そこを私は強調したいと思っています。

この市民参加の在り方ですけど、現に東三条や西三条の部落ではまちづくり協議会をつくって、そういうことを十数年前からやっていたらっしゃるんです。しかし、そのこともあまり知られていない。

ですから、私は今回を契機に、例えば考え方としては、十数カ所の旧同和地区の公共施設をどうするか、トータルに考える市民検討委員会、もちろん地元からも。そういうことをやって、トータルとしてどうあるべきかという考え方もできるだけ必要だし、あるいは行政区別に、下京区だったら下京区、東山だったら東山区別に周辺地域の人たちと代表者を出し合って議論するやり方もあるでしょうし、むしろその在り方自体をどこか、この総点検委員会とは別のところで議論され、そういう段階もこれからの経過措置の中に当然含めるべきだと思う。

だから、より多くの市民の方にそういう情報を提供して、もっと言うと、次年度は京都市が新基本計画をつくられますけれども、これまでは同和地区の位置付けというのは明確ではなかったわけですけれども、そういったことをもっと明確にして、参加してみたいという人が関われる、そういう仕組みをつくるというき

っかけにコミュニティセンターが活用できればいいなど。

【新川】 ありがとうございます。

ポイントは、市民参加の手法そのものも、今後、市民参加型でやっぱり考えていく。その上で、多様な視点が入ってこないと本当のまちづくりにはならないということをご指摘いただいたかと思います。そういう参加の手法をぜひ今後つくっていただくということで、どうも市民参加によりという、これ以上がなかなか報告の中では触れにくいので、今のような議論があったということでこのところはとどめさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 前日も発言いたしましたが、例えば私の住んでいるところは消防分団の2階に会所がありまして、そこで町内会やいろんなところ、各町内会が使わせていただいて会議を開いているんです。小学校の中とか一角のところに各自治会館が既に設けられて、我々、使わせていただいているわけです。それと同じ名前で、行政の皆平等な施策として旧コミュニティセンターを位置付けていくのが私はいい方法じゃないかと思うんです。

皆、それぞれのところに小学校や消防団の中に設けられていると思いますので、どういう名前になっているのかは、統一されているのかどうかはわかりませんが、ぜひ統一的な行政施策として位置付けてやっていくべきだと、私はそう思いますけれども。

【新川】 ありがとうございます。

今後の市の方策として、どういうふうに位置付けをしていけばいいのかという点でのご意見ということでお伺いしておきたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、安保委員さん。

【安保】 同じことを言っただけなんですけど、市民参加というところで、同和地区以外の市民の方が参加してもらえそうな工夫を、ぜひ市のほうにはお願いしたいと思います。参加して、その参加の成果をぜひ市民にわかるように返していただきたい。それが、多分、このセンターの今後の、市民のものになるかどうかという大きな契機になるというふうに思いますので。

【新川】 ありがとうございます。

本当にそういうセンターになっていくように、本当に地域のものになっていくような新しいセンターづくりに向けて、ぜひ市民参加の工夫をお願いしたいというふうに私も思います。ただ、それを細々とはなかなか書き込めないで、とりあえず市民参加により検討ということで、ここは、今日のまとめの段階ではご容赦をいただきたいと思います。

なお、今後の検討の中で、私どもが来年3月、最終的に出させていただく報告書の中では、改めて同和行政終結後の行政の在り方について、我々自身がある種、市民の皆さん方に関わっている、そして関わってほしいという方針ではありますけれども、具体的な個々の施策の在り方についての方向付けに際して、やはり今、各委員からいただきましたような市民参加による今後の検討をぜひお願いしたいといった報告書での我々としての意見というのは、また改めて考えていきたいというふうに思っておりますので、この点は最終報告の段階でもう一度、少し詳しく触れられるようであれば改めて報告をさせていただくということでおさめさせていただければと思います。

コミュニティセンターの問題に限らず、終結後の行政の在り方には、個々具体的にやはり市民の皆様方の、そして関係の地域の皆様方の声を聞きながら、また地域の方々の自主的な参加や協力、連携を別にして今後進めていかなければならないものが多いかと思っておりますので、そういう観点でそれぞれ、私ども、個別にいただいておりますテーマの議論が終わりましたところで、もう一度この参加の問題は考えさせていただきたいなというふうに思っております。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、いろいろご意見をいただきました。若干、追加・修正のご提案をいただきました。コミュニティという言葉遣いの問題、それから高齢者への配慮ということをごひ入れていただきたいというご意見が2つ目、ございました。それから、3つ目にコミュニティセンターの名称そのものをこの際に変えるべきであるということをご明瞭にうたってはどうかということでご意見をいただきました。

市民参加のところは、恐縮ですが、また後ほど改めて、来年の最終報告を出させていただく段階でということでおさめさせていただきますが、以上3点につきましては、このまとめをどうするかということで、今日の段階で何もなしという

のもあれですので、どこまで全体の論旨を変えないでうまく入れることができるか、事務局と私のほうで検討させていただいて、恐縮ですが委員長一任ということでお任せいただけませんか。その上で、次回、もし何かご意見があれば改めてお伺いするというにしたいと思います。

なお、最終、修正したものは、もちろん直ちにお手元に届けさせていただくということで扱いたいと思います。そのほか、若干の用語の問題等についてもご意見をいただいておりますので、その点についても改めて最終版を調整させていただいて、ご確認をいただくということにしたいと思います。

このコミュニティセンターの部分のまとめについては、以上のようなやり方でありあえずおさめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。恐縮ですが、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2つ目の議題でございます「改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について」ということでご審議をお願いいたしたいと思いません。

これまで4回、審議をさせていただいておりますけれども、これにつきましてもある程度まとめの段階に入ったかと思えます。ただ、ちょっと時間の関係もありまして、必ずしも十分にご議論をいただいているということではございませんので、従来、ご発言をいただきました内容も含めて、またこれまでの経緯等もまとめて資料の作成を事務局のほうでしていただいております。

そこで、恐縮ですが、その資料について内容をご確認いただき、またご議論をいただければというふうに思っております。今回は、事務局のほうを中心にしてこの資料を作成していただいておりますので、事務局のほうから資料説明をまずはしていただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

【事務局】 それでは、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方につきまして、まとめ（骨子）を作成いたしましたので、資料2をご覧ください。

資料のつくり方といたしましては、1番目が「意義と役割」、2番目は「現状と課題」という形になっています。この点につきましては、これまでの資料などを中心にまとめさせていただきました。それから、2ページ目に「3 見直しの視点」、それから「4 今後の在り方」、これらにつきましては、これまでの委員会でのご議論を中心にごまとめさせていただきました。

それでは、1 ページ目の「意義と役割」でございます。読み上げのような形になりますが、説明させていただきます。

改良住宅は、住宅に困窮する低所得者のために供給する公営住宅とはその設置目的が異なり、不良住宅が密集する地域の住環境の改善を目的として、住宅地区改良法に基づき指定された対象地区内の土地・建物を全面買収することにより、自ら居住する住宅を失うこととなる従前居住者のための代替住宅として建設するものである。

これは、言い換えますと、公営住宅は低所得者向けの住宅であるのに対しまして、改良住宅は所得に関係のない事業用の住宅であるということでございます。

続きまして、改良住宅の整備については、初期の段階でございます昭和27年から35年までの間は、不良住宅地区改良法に基づき、老朽住宅を買収・除却して、公営住宅法に基づいて第2種公営住宅を建設するという形で事業を進めてまいりましたが、買収・除却と住宅の建設、あるいは道路の整備などが一体ではなくて、面的な整備としては不十分であったという状況から、昭和35年以降は法律が制定されまして、地区全体の住環境の整備に有効な手法である住宅地区改良法に基づき、各地区において事業を集中的に実施してまいりました。

その結果、崇仁北部地区を除いてほとんどの地区で事業は完了し、劣悪な生活環境は飛躍的に改善され、住宅改良事業そのものは大きな役割を果たしてきたということでございます。

続きまして、「現状と課題」でございます。

まず、管理・運営の課題でございますが、改良住宅の管理・運営につきましては、かつて家賃の水準なんかにおきまして公営住宅と比べて低い家賃設定といった部分がありました。また、滞納整理の取組などにおいても、公営住宅とは異なる取扱いがなされていましたが、公営住宅の基準と同一とするなど、適正化のための取組をこれまで行ってきたところでございます。

改良住宅の家賃につきましては、平成12年度から公営住宅と同じ家賃制度としておりますとともに、家賃滞納による住宅の明け渡しなどの法的な措置、そういった部分につきましては平成20年、本年度からでございますが、公営住宅と同じ取扱いにしているところでございます。

しかしながら、2つ目の丸以降でございますが、地区外で家を持っているにも

かわらず、権利として改良住宅の名義を継承していることにより、入居実態が疑わしい住戸が存在していることや、一般公募などで活用できていない空き家が多く存在しているという課題がございます。さらに、共益費の算定や徴収、家賃の減額、駐車場使用料の徴収について公営住宅との差異があることや、住棟内店舗の使用料の設定については改良住宅の中でも新旧格差があると、そういった課題がございます。

2つ目の建て替えについての課題でございます。長期にわたる改良事業実施の中で、初期に建設した改良住宅は、住戸面積が狭小であることや浴室未整備等の課題があり、そのため建設年度の古い住戸から順次建て替えを進めてきたところでございます。こうした状況の中、地区内では現在、高齢化や人口減少に伴う地域活力の低下、地域コミュニティの弱体化などの問題が顕著に表れていること、また京都市の財政が極めて深刻な状態であり、従来のように公費による建て替えは困難となっているなど、新たな課題が生じております。

さらに、これまでは建て替えを契機として、地域住民と行政とのパートナーシップによりまちづくりを進めてまいりました。こうした取組は住民意識の高揚など、一定の効果を上げたものの、まちづくりとしての広がりや取組経過の透明性の確保という点において、課題を残しているものがあるというような状況でございます。

3点目の「見直しの視点」でございます。まず、改良住宅の管理・運営につきまして、これまで改良住宅の入居承継や同居承認の審査、あるいは入居実態の把握が十分ではなく、このことが結果として、改良住宅は権利として承継できるものというような意識をつくる一因ともなっていたのではないかと考えられます。このような改良住宅に係る実態から、改良住宅そのものの役割を見直すべきである。

それから、不必要な空き家を放置することは市民の財産が有効に活用できていないといったことから、市民の理解を得られるものではないということ。また、子育て世帯などの若年層から高齢層まで入居できるような多様な世代の入居、あるいは低所得者から中堅所得層まで、多様な階層が入居し、地域活力を向上させるといった視点から、空き家の有効活用を進めるべきである。

それから、公営住宅との差異のある取扱い、共益費の徴収でありますとか家賃

の減額などの取扱いでございますが、これらにつきましては同和行政終結後にあっては市民の理解が得られるものではない。こういった視点が挙げられます。

それから、「(2) 建て替えについて」でございます。改良住宅及び建て替え後の更新住宅は、劣悪な生活環境の改善及び従前居住者、事業協力者の住居の確保という観点から、その意義、役割を果たし、必要な成果を挙げてはきました。しかしながら、10年後、20年後の改良住宅の入居世帯数は激減し、地域活力の更なる低下が予想されます。単純にこれまでどおりの建て替えを行っても、これらの問題解決にはつながらず、今後は地域活力の向上とよりよい住環境のまちづくりを進める視点から、新たな取組が必要でございます。

4点目の「今後の在り方」でございます。管理・運営につきまして、地区外に家を持って自立した人にとっては、改良住宅の役割はその時点で終了しており、半永久的に権利として継承されていくべきものではない。今後は、経常的に入居実態の把握を行う仕組みをつくり、真に住宅を必要とされる方に適切に提供されるようにすべきである。

空き家については、事業により住宅を失った者に提供されるという改良住宅の本来の役割を終了したものとして、留学生の入居やコミュニティバランスに配慮し、子育て世帯の入居、あるいは一般公募などを進めるとともに、公営住宅だけでは低所得層しか入居できないというようなことから、中堅所得層が入居できる特定公共賃貸住宅などに改良住宅の用途を変更することにより、多様な階層の入居を進めるなど、ストックの有効活用を図るべきである。

公営住宅と異なる取扱いとなっている管理・運営に係る現行の制度等については、できる限り速やかに公営住宅と改良住宅と同一の制度運営とすべきである。なお、負担増が急激なものについては激変緩和措置も検討すべきである。

建て替えについてでございます。地域活力の低下などの問題に対応することと、厳しい財政状況を勘案し、これまでと同様に改良住宅の建て替え・管理をするのではなく、民間活力等の活用も検討し、多様な住宅の供給を促進することにより、定住人口の増加と多様な階層が居住できるまちづくりを推進すべきである。

新たなまちづくりにあっては、多様な住宅の建設のみならず、既存ストックを長く活用するとともに、そういった活用もあわせて検討すべきである。そのためには、耐震改修、バリアフリー化等、必要なストックの改善を図るとともに、空

き家の活用においてはみなし特定公共賃貸住宅とするなどにより，中堅所得層など，多様な階層の入居を促し，コミュニティバランスに配慮した施策を進めるべきである。

地域住民とのパートナーシップによるまちづくりに当たっては，公開の場での検討や取組経過の市民への公開など，徹底した情報公開を行い，透明性の確保を図るべきである。なお，多様な住宅供給の手法については，多様な階層が入居できる仕組みとして，改良住宅のみならず公営住宅が集中して立地するような地域での公営住宅の更新についても同様に検討できるものであり，京都市の新たな住宅政策の展開につながるものとする事ができるといえるものでございます。

以上，読み上げで大変失礼いたしました，説明とさせていただきます。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま「改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について」ということで，これまでご議論をいただきました点を，1，意義と役割，2，現状と課題，3，見直しの視点，4，今後の在り方について取りまとめていただきました。特に，「4 今後の在り方について」というところは，当委員会でこれまでご議論，ご意見をいただきました点を踏まえて，管理・運営の在り方，それから建て替えについての考え方を一定，こういう形でまとめさせていただいております。

ただ，ちょっとこれまであまり十分な時間をこの問題に振り向けるということができませんでしたので，まだまだ委員の皆様方，ご議論を尽くされていないというところもあるかと思います。今日はそのあたりも含めまして，それぞれ，まとめが出ましたので議論もしやすさかろうかと思えます。いろいろと忌憚のないご意見をいただければと思えます。また，改めてご質問等もございましたら，あわせていただければと思えます。どうぞご自由にご発言をいただければと思えます。よろしく願いいたします。

どうぞ，長谷川委員。

【長谷川】 ここにも出ていますけども，入居実態の把握が十分でないということで，私，今まで何回か申しましたけども，これを機に徹底的に調査というんですか，少子化になるというのはこの前の資料で明らかになりましたので，現在の入居実態がどうなっているかという徹底的な調査をして建て替えるべきかなというふう思っています。それをせずに，古くなったから建て替えなあかんとか，そういうこと

じゃなく、その徹底的な調査をこの議論の前提にやってもらいたいなど。

【新川】 ありがとうございます。

重要な論点についてご意見をいただきました。関連してでも結構ですし、その他の論点でもよろしいかと思えます。どうぞご意見をいただければと思えます。また、ご質問などでも結構でございます。いかがでしょうか。

どうぞ、中坊先生。

【中坊】 この文書の中にも出ておるとおりですけれども、私もたまたま先日、10の改良住宅があって、そのうちの5つを私自身、その地区の方々のご協力も得てちょっと見させていただいたんですけど、特にここに出ております建て替えについてのところで「地域住民とのパートナーシップによって、まちづくりに当たっては」という文章がありますね。まさに私、特に気づきますのは、5つ見た限りにおきましても、その5つの改良住宅がそれぞれ大変な特色を持っておるわけです。

そのすべてにやはり共通しておることは、私は地区だけではなく、地域全体の中におけるこの地区の果たしておる役割、わけても古いというか、あるいは密集地帯であったものが買収されて新しいものになっていくということが、どれほど付近一帯の方にとって、いわゆる悪かったところが逆に大変よい場所になっておる。

例えば、楽只という改良住宅がありますね。ああいうところを見ていますと、建て方といい、あそこは定期借地権を利用されたところのようなんですけれども、いずれにしても非常にきめ細かく、建て方の指定の一つ一つにしても、あるいは壁面の色に濃淡を見せたり、本当に全体として、その地域全体がよくなるような改良住宅になっておるところもあるし、あるいは三条地区のように、今、景観条例でいえば違反になる高層の建物が依然として残していくという建前になっておるところがあるし、また店舗というものはほとんど空き店舗になっていますね。シャッターになっている。

やはりそういうことから考えると、いろいろな今までの過程の中で、古い方を移転していただくという形の中で個別にそういうことをされたけれども、そういう形態は既に大変逆に悪くなっているとか、そういうことのいろいろな問題を各地区ごとが抱えておる。

例えば、錦林の改良のところは、半地下にすることによって建物の高さという

ものが他と合うようなところもある。あるいは、ガレージというものを1カ所にまとめたばかりに違法駐車が一と、逆に地区へ行けば並んでいるようなところもある。

そういうふうに、各種いろいろありますけれども、共通して私は1点必ず、ここにも書かれておりますけれども、地区だけじゃなしに地域全体にとって、今回の改良住宅事業そのものが起爆剤になって、これがまちづくりに本当の意味で役立つことになり得る可能性がある仕事ではないかというふうに痛感しましたので、この文書にも書かれておりますけれど、地区のことだけじゃなしに地域全体にとっての起爆剤になるような改良住宅になる方向が考え得るし、そのための手法も考えられていかなければいけない。

そこにおけるきめ細かさ、既に言われてきたエレベーターとか浴室以外に、あるいは狭いということ以外に、地域全体の視点に立った改良住宅ということが、ここにも書かれておりますけど、ぜひ必要だというふうに私もちょっと見せていただいて痛感しましたので、ご報告かたがた。

【新川】 ありがとうございます。

大変貴重なご意見をいただきました。この改良住宅の管理・運営も、あるいは建て替えを考えるに当たりまして、やはり1つはそれぞれの地域の特性ということ踏まえたその在り方を考えて、それは市民とのパートナーシップ、あるいは周辺の方々も含めた幅広い市民参加の中で考えていくべきことだろうと。

2つ目に、もう一方では、こうした改良住宅の今後の在り方を考えていくときに、やはり周辺地域も含めた地域一体で、その在り方というのを位置付け直し、考え直していく、そういう視点は共通して必要だろうということでもございました。

その際に、もう1つ、中坊先生が強調されたのは、今後のよりよいまちをつかっていくときの、いわば起爆剤というような言い方をされました。爆発しては困るのですが、とにかくこれからのまちづくりの絵を進めていくときに牽引役になっていくような、そういうまちをつくる大事な種として、この改良住宅の建て替えや今後の管理・運営というのをぜひ考えていただきたいというご趣旨だろうと思います。

大変重要なご意見がありましたが、そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ，山下委員さん。

【山下】 失礼いたします。今，中坊先生もおっしゃったご意見の中にあつたことで，すぐ感じるころは，店舗の件が非常に気になっておりまして，住宅に関しては確かにいろいろとご意見が出たなかではあつたんですが，実際にいろいろな改良住宅の1階の店舗を，今おっしゃったみたいにシャッターがおりていたり，あるいは，普通，例えばマンションの1階に店舗があるというところでしたら，やはり商業用にいろいろな，うまく言えませんが，喫茶店であろうとコンビニであろうと，商業用のつくりになっているかと思いますが，どうしても改良住宅の1階といえますと画一的な店舗の在り方になっていまして，およそ商業目的でつくられた店舗のようなイメージがなくて，ああいう形でいくと，要するにお客さんも足の遠のくんじゃないかなということもあります。

もし今後，改良住宅を建て替えしていく中で店舗というものを入れていくのであれば，やはり商業ベースで考えた店舗のつくりというんですか，どこを見ても同じお店で，同じ顔が並んでいるような店舗ではなくて，それぞれのお商売に合った顔ができるような，そういったつくりになれるほうがまちの中の起爆剤という意味では人が集まってくる。そこで公園もあって，お店もあって，住宅もあってという，1つのそこでまちができるということであればすごくいいのではないかなと思ったので，改良住宅の下の店舗ももう少し考えたほうがいいのではないかなということを感じました。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

このあたりも今後の改良住宅の在り方を考えていく上で本当に重要な論点かと思えます。

どうぞ，渡部委員さん。

【渡部】 改良住宅を建て替えるということについては，今の住環境からいたしましても私は必要だと思えます。できるだけ早くにすべきだと思えますが，長谷川委員もご指摘されましたように，改良住宅の建て替え，住宅の建て替えですから，例えばこの中で出ています入居承継や同居承認の審査というふうなところはきちっとやっていただくのはもちろんのことですが，住宅として使われてないものについて，これを建て替えるということは私は必要ないというふうに思います。

したがって、何戸の住宅の建て替えが必要なのかということは、やはりこれは公的資金を使うわけですから、また使わないにしても非常に密接な関係があるわけですから、大体幾らぐらいというふうな見積がなければ経済のあれも計算もできませんから、やはりその辺は明確にしないと。権利承継とかなんとかというふうな、ここに書かれているようなそういうものがあると、これはやはりおかしいというふうに思います。住環境をよくするということのみ、やはりこれはきちっとやっていかなければならないというふうに思いますので、確定をする必要があると。

そして、つくる限りはやはり現在の住環境にまさるとも劣らないようないいものをつくって、経済的には、ここに書かれていますように、急激な負担増にならないような激変緩和措置というものを講じてやっていくと。それは、決して世襲による承継というふうな、そういうものを与えるということではなくて、終身のものでなく、皆さんの、市民の納得の得られるようなことにしていかなければならないのではないかと、そのように思います。

【新川】 ありがとうございます。

基本的に考えておかなければならない点、ご指摘をいろいろいただきました。どうぞ、リム先生。

【リム】 改良住宅の建て替えをめぐる問題について、これまでとこれからと決定的に違うのは、行政にお金がなくなったということなんです。実は、ずっと高度経済成長期からバブルを越えて、たまたま崇仁はまだ残事業が残っていますが、なかなかそれが行政が実はできなくなってきて、もう破綻状態だということをして私は市民の方、地元の方も、これはちょっと認識しておいたほうがいいと思うんです。

といいますのは、この間、兵庫県の某自治体の勉強会に呼ばれて行きましたら、ある市は5万戸、市営住宅を持っていて、その維持管理の財源がなくなって、急遽2万戸減らさないと市として財源が成り立たなくなっていると。それから、実は今日は夕方、ある県の解放同盟の方たちが自ら公営住宅の今後の在り方を勉強したいということでいくのですが、そのところでも従来の公営住宅は成り立たないと思っていらっしゃる。そこが、実は決定的に変わってきたと思います。

1980年代のアメリカみたいに日本がだんだんできて、何もかも税金で

というのは、やりたくてもできないと。そういう状況の中で建て替えをしていくに当たっては、まさに従来のような画一的な公営住宅としての改良住宅の建て替えじゃなくて、中坊先生がおっしゃいますように、非常に周辺地域にも波及効果を及ぼすような魅力的なものにしていかなきゃいけない。

そのときに、外部資本とかも導入しなきゃならんかと思うんですけど、今回、まとめにおいては、従来どおり建て替えはできませんと言ってしまうと、何か今いる人たちとか低所得層の人たちとかは全部追い出すみたいな感じで、そういうことではないんですね、事務局がおっしゃっているのは。基本的にそこは、時代はどうであれ、公営住宅としての役割は低所得層の保護というのは絶対、これは改良住宅に限らず必要で、そこは前提にされていると思うんです。

あとは、例えばですけど、今建て替えを現に現在進行形でやっていらっしゃるところで、ここの提案では入居階層をいろいろ変えて、多世代でおっしゃるんですけど、実は、例えば今20歳の人新しい住宅に入ったとしても、住宅というのは一旦入ると数十年間そこにお住まいになるわけですから、40年たてば60歳になるんですね。当たり前のことですね。

ですから、地域の活性化とか、周辺からも喜ばれるとか、あるいは他の支援も得られやすいやり方としては、例えば改良住宅はこれ以上つくらなくても、今の住んでいる人たちにとっては住宅保障ができていう状況であれば、空いているところをどこかで留学生住宅にするとか、これは今、国も進めようとしていますので、そうすると何ができるかということ、学生は永遠に20代なんです。常に地域にそういう人たちがいるだけで雰囲気は違って来る、それからお金を落としてくれる。さっき店舗のお話もありましたけど、お店が出ても、そこに、お金が入る、例えばそういうことも含めた、まさに中坊先生がおっしゃるように、まちづくりとしての建て替えの在り方ということを積極的に考えていただきたいと思えます。

【新川】 どうもありがとうございました。

従来型の建て替えではない民間活力も含めた多様な在り方、また場合によっては定期借地権付の分譲といったようなことまで含めた新しい在り方を考えていく。その中で、単なる今、新しい世代を入れても年をとったら一緒だろう。そういう方々にどんどん、現在の時点での多様な世代に入っただけというのは、1

つ、大事だろうと思いますが、それだけではなくて永遠に若い人が入り続けてくださるような留学生住宅というようなご提案もいただきました。それが地域にまた活力をもたらしてくれるような、住宅政策を超えて、ある種の地域政策になるでしょうが、そういうご提案もいただいております。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 この文書の建て替えについてというところを見ますと、多様なという言葉が6回出てくるんです。多様な住宅、多様な階層。確かに多様というのもキーワードだと思います。つまり、これは逆に裏返せば、今の改良住宅がいかに画一的なものかというのがよくわかります。我々みたいな素人が見ても、外から見てもすべて同じに見えたんです。

だから、おそらくこれからを考えていくことについては、諸先生方も言われているように、文字どおり多様性が必要だと思います。住む人もそうですし、それから地区として、あるいはまちとしての多様性が必要です。そういうことで、普通のまち並み、こうなってくるというふうに思います。

ですから、おそらくこの後の議題になっている崇仁地区というのが、まだこれからいろんなことを住宅の建設方法も含めてやっていけるところですから、この前もどなたかおっしゃった市のモデルケースとしても、崇仁地区で本当に多様性のあるまちづくりみたいなものを作っていけばいいんじゃないかなというふうに思いました。

【新川】 ありがとうございます。

この後の崇仁のところにもまで及んで、本当にいろんな物事の考え方、いろんな視点が共生できるような、そういうまちというのが多分ここでの共通した委員の皆様方のお考えだろうと思いますが、そういう点を更にこの次の崇仁で実現できないかなというようなどころまでお話をいただきました。

そのほか、この改良住宅の建て替え等につきまして、いかがでしょうか。

どうぞ、細田委員さん。

【細田】 確認だけさせていただきたいんですけど、「見直しの視点」の管理・運営についての2番目の丸なんですけど、「このような改良住宅に係る実態から、改良住宅そのものの役割を見直すべきである」と。改良住宅そのものの役割を見直すという

ことは、今後の在り方のところの何を指すのかというところについて、事務局の考えを教えていただきたい。空き家については、その次に書いてありますし、それから公営住宅との差異についても書いてありますし、それから地区外の家を持っている部分も出てくるんですけど、この2番目のそのものの役割を見直すべきというのは、改良住宅自体がもう終わってしまったということなのかどうか、これの文章の内容だけをちょっと。

【新川】 それでは、一応事務局へのご質問ですので、まとめていただくプロセスでこの「役割を見直す」という表現、意図されたところをもう一度お願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 すみません。ちょっと説明不足があったかと思いますが、申し訳ございません。

これまでからご説明をさせていただいていますように、改良住宅は基本的には建て替えた際に、これまでは更新住宅という扱いをしております。これは、いわゆる地区改良法で従前の居住者が住宅を失った方、この方が改良住宅に入っただけなんですけれども、そこからこれまでは、要は古くなれば建て替えるということで、そこにお住まいになっていた方に入っただけだと。

結果として、どういう状況が出てきているかといいますと、これまでご説明をさせていただいた、あるいは各委員さんからもご意見を頂戴しておりますけれども、人口が減っていく、あるいは地区の活力が低下しているといったような問題が出てきております。

ですから、ここで申し上げておりますのは、改良住宅を従前のように更新住宅としてやるのではなくて、まさに多様という先ほどのお話ですけれども、多様な階層も含めて住んでいただけるようなものにしていくべきではないかといった視点ということで書かせていただいております。

以上でございます。

【新川】 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 先ほど山本委員がおっしゃった多様なところなんですけども、うまいこと表現できるかなんですけども、こういう団地、マンションもそうですけども、

基本的にはいわゆる同じ所得階層が住まわれるという大原則があるんです。例えば、私、ちょっと今日は早く着いたので、このところをずっと歩いていたんですけど、高級マンション、高級というんですか、そこそこのマンションがありますけども。

ですから、理想としては多様な階層が住むのがいいのかもしれませんが、大原則はやっぱり同じような所得階層の方が、同じマンションにしても団地に住まわれるとなるのかなというふうに私は思うんですけども。ですから、この多様な階層というのが私としてはちょっとひっかかるんですけどね。

【新川】 ご意見として、どうしても住戸住棟単位に考えますと、これまでの経済合理的な考え方や、あるいは住まい方のパターンということからすると、同一的な方の多いほうが住みやすいというケースも考えられますが、ということだろうと思います。

しかし、もう一方では、ここで言っている多様性というのは、所得階層がどうか分かりませんが、世代の多様性や、あるいは従来の住まい方からすると旧団地地区の方だけが住んでいると、そういう状態はやめましょうという多様性だと理解しております。あまりそこまでは考えておられないと思います。

ただ、そのあたりの特性をどういうふうにかこれからのまちづくりの中で考えていくか、これは大事な論点だろうというふうに思っております。日本の場合には、もちろん大金持ちの方はたくさんいらっしゃいますけど、これまでのところは比較的所得格差が世界的に見ると少ない国でしたので、いろんな階層と一緒に住みやすい、そういう住宅地を形成できるという特色もございますので、この辺は日本のよさというのを生かしていただければいいかなというふうに思っております。

どうぞ。

【事務局】 申し訳ございません。ちょっと先ほどの細田委員のご質問に対して訂正をさせていただきます。

見直しの視点で、私、管理・運営のところでの指摘で、建て替えについてちょっとお話をさせて……。

【新川】 建て替えまで入ってしまいました。

【事務局】 申し訳ございません。管理・運営という部分で、4番の「今後の在り方」の一番上のほうに丸をつけております。これまで、課題でも挙げさせていただいて

おりますけれども、入居実態の把握が十分ではなくて、結果として承継がされているというような実態もございましたので、地区外に家を持って自立した人にとっては改良住宅の役割はその時点で終了しているというようなことを踏まえて、半永久的に権利として継承されるものではないというところから、要は真に住宅が必要な方に入っていただくようにそのあたりを厳格にしていこうと、そういう意味でございます。申し訳ございません。

【新川】 すみません、私もうっかりしていました。管理・運営のところのご質問だったですね。細田委員、よろしゅうございますか。3の(1)の一番上の丸と次の丸はつながっているようでございますので、そういうご理解をしていただければと思います。

どうぞ、田多委員さん、よろしく申し上げます。

【田多】 改良住宅の1階に店舗があって、お店の方がやめられましてシャッターがおりたまま、そういった場合、お家賃のことはどうなっているのかとか、その空いた店舗をよそに貸してあげるといふ、そういう働きかけをしておられたのかどうかもちょっとお聞きしたいんですが。

【新川】 ただいま改良住宅でのシャッターの閉まった店舗、そのまま2階に住んでおられるようなケースもありますのであまり一概には言えないのですが、事務局のほうでもしそういう店舗の状況について把握しておられれば、幾つか具体例などをお教えいただくと審議の参考になるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 改良住宅の店舗につきましては、多くが店舗付き住宅、家のお店はシャッターは閉まっているんですが、住居部分にお住まいになっているというのが実情でございます。そういったところも全く空き家になっているところもございますが、そういう実情がありまして、中にお住まいの方はお年を召されて、ちょっと商売をするのがなかなか大変なんですという方が住まわれております。

こういった方が住居として使われておりますので、本来、店舗として使うのであれば、これはちょっといろいろ、まだこれからの議論なのかもしれませんが、住居部分に、通常の住宅になる部分に引っ越していただくというふうなことも含めて考えていくことができるのかなというふうには考えております。

【新川】 という実情のようでございます。よろしゅうございますでしょうか。

【田多】 はい。

【新川】 今の点なども参考にして、そのほか、何かご意見がございましたら。

どうぞ、安保委員さん。

【安保】 この建て替えのところは既にある既存ストックの活用を併せてということで、建て替えだけではなくて既存の空き家の、どういうふうにするかも併せての記載だと思っんですけども、住む方にとっては、やっぱり住居についてはその人の基本的人権に非常に関わる場所があるので、そうするといろんな方が急に入ってくるというのは随分大変なことなので、新しい住人というか、いろんな方が入ってこられるとなると、今までの住人の方と新しい住人の方の交流できるような、その地域の活動に参加できるような装置をきちっとやっていただかないと、ますます地域内でかえって反対の方向に働くおそれがあるということも、負の要素もあるということもあわせて考えていただいて、活用方法とか、入られた後の方々の交流方法とか、そういうことも考えていただきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

単に建物の機能の話だけではなくて、そこにお住まいの方のある種の共同性もいいですか、つながり、結びつき、人間関係、そういう社会関係も含めて配慮が必要だということだろうと思いますし、そうでなければいいまちになっていかないということかもしれません。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方ということについては、ただいまいただきましたご意見をもとにいたしまして、今日の骨子の案というふうになっておりますが、そういうまとめをもう一度整理をさせていただいたものを出させていただくということで、次回、改めてまとめの審議をさせていただく、そういう進め方にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新川】 ありがとうございます。

それでは、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方については、以上にさせていただきます。

それでは、3つ目の議題に移りたいと思います。これも前回、十分にご審議をいただけなかったところでございますが、崇仁地区における環境改善について、

前回ご説明だけで終えてしまったというところがございましたけれども、これについてのご意見を賜ってまいりたいと思います。

突然これから議論しろと言われても難しかろうかと思えます。少し前回のお話、説明等々をかいつまんで事務局からもう一度、改めて情報提供をいただき、今日の議論を進めてまいりたいと思いますので、すみませんが事務局から再度、繰り返しになりますが、ご説明を簡単に、10分程度以内でお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、崇仁地区における環境改善につきまして、前のほうのスクリーンをご覧くださいまして、簡単に前回までのおさらいをさせていただけたらと考えております。(注：資料3参照)

まず、崇仁地区における現状の課題でございます。

用地買収の難航等から改良住宅の建設が進まず、住民の地区外転出等により人口減少、高齢化が進行し、地区活力が著しく低下しております。このような課題はありますが、地区内には現在もなお劣悪な住環境が残る以上、不良住宅の除却、基盤整備、住宅を失う者への住宅の確保が完了しなければ改良事業を中止あるいは終了することができません。早急に事業を進める上でも新たな手法の検討が必要と考えてございます。

続きまして、これまでの論点整理でございます。まず、住まう、集い賑わうとして4つの論点を整理させていただきました。

1点目は、改良住宅だけのまちでは人口減少に歯止めがかけられない状況にあるということでございます。人口の減少は、改良事業を開始した昭和35年から大きく減少しております。また、世帯数につきましても同様の状況でございます。一方、高齢者の人口は、京都市全体では徐々に増加していく傾向にございます。下京区では、近年、高齢化のスピードが少し緩やかなカーブとなっております。そして、崇仁地区でございますが、同じ下京区にありましても、高齢者の人口は近年急増しているという状況になってございます。

次に、2点目の論点でございますが、現在もなお残っている劣悪な住環境を改善するため、引き続き改良事業を進めなければなりません、一方で多様な世代、階層が住み、集い、地域の活力を取り戻すためにも、民間活力等を活用した多様な住宅供給が必要ではないかということでございます。

事業の進捗状況であります。青色が事業完了、青の斜め線の部分が事業中と今後事業の部分でございます。そして、赤い色が買収済みの土地、あるいは赤の斜線の部分がお風呂でありますとか福祉センターなど、京都市の施設のある土地でございます。緑色の部分はお寺でございます。買収移動を予定していない部分でございます。

(注：個人情報保護のため、買収状況等の図面はスクリーンでの説明のみといたしました。)

画面上でかなりの土地が京都市の所有であることがわかりますが、次の画面をご覧ください。これは先ほどとは逆に、未買収の部分を赤色で示してございます。未買収部分が点在することによって、まとまった土地が確保できず、改良住宅が建設できないという状況がわかると思います。

また、論点整理の3点目でございます。地区外移転に伴い、改良住宅の建設戸数が減少しております。これまで買収した点在する市有地を集約すれば、京都駅に近接した立地を生かし、多様な住宅供給や賑わい施設が導入しやすい環境にあるのではないかと考えてございます。

改良住宅の建設計画戸数は、そのときどきの人口あるいは世帯数に応じて変更してきたものでございますが、当初計画から大きく減少しておりまして、数字上、約500戸分の改良住宅の建設用地が余剰地となることになっております。この余剰地の活用につきましては、やはり新たな検討が必要ではないかと考えてございます。

論点整理の4点目でございます。崇仁のまちの賑わいは、地区内の賑わいだけでなく、京都のまち全体を活気付ける賑わいとする必要があるのではないかと考えてございます。これは、あくまでも参考でございますが、京都駅周辺の開発状況、こういった資料につきましてもお示しさせていただいているところでございます。

次に、論点整理の大きな枠組みの2つ目でございます。改良事業推進のための新たな事業手法の導入等について、3つの論点を整理しております。

1点目は、住宅地区改良事業の早期完了を目指して、新たな事業手法の検討が必要ではないかということ。また、2点目は、新たな手法としては、点在する事業用地を集約化することができる土地区画整理事業との合併施行が有効な手法と

いえるのではないかとということでございます。そして、3点目は、北部地域全体のまちの在り方も視野に入れた検討が必要ではないかとということでございます。

まず、土地区画整理事業でございますが、施行前と施行後の状況について簡単に説明いたしますと、分散している土地を集約して1つの宅地にすること。あるいは、不整形な土地を整形にすること。こういったことで宅地の利用度や価値を増すことが事業の目的でございます。

住宅地区改良事業との合併施行でございますが、改良事業では不良住宅の買収、除却、土地の整備、改良住宅の建設を行い、区画整備事業では土地の集約、入替え、それと不良住宅以外の移転などを分担して施行するもので、それぞれの事業のよいところを生かすことができると考えてございます。

合併施行の主な事業効果でございますが、一団のまとまった土地を確保し、改良住宅の建設ができることや、土地所有者に対しては、これまでの改良住宅への入居か地区外移転の選択肢の他に、地区内の換地先への移転、あるいは共同住宅などの建設、そういったものが可能となるということで、選択肢が増えるという形になります。先ほどスクリーンでご覧いただいた点在する未買収の解消には非常に有効と考えております。

また、北部地区全体を視野に入れた検討につきまして、事業を完了している周辺の地区の整備の状況でございますが、北部第1地区では262戸の改良住宅が建設されておりますが、初期のものは建築後、既に42年を経過しており、いずれも風呂の設置がございません。また、北部第2地区では240戸の改良住宅が建設されておりますが、11階建ての高層アパートであるため、エレベーターは設置されてはおりますが、風呂の設置といったものがございません。

以上、簡単に画面での説明は終わらせていただきますが、北部第3地区、第4地区との連続性やその立地性、地区の全体景観等から判断して、北部地域全体のまちの在り方の中であわせて崇仁地区のまちづくりの検討が必要ではないかというふうに考えております。

また、交通の結節点としての立地性を生かしたまちづくりの推進、あるいは住環境整備を早期に完了させ、多様な世代が住み集うことにより地区の活性化が図れるよう、今後の崇仁のまちづくりをする必要があると考えてございます。検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

少し前回のご説明を思い起こしていただけたでしょうか。また、あわせて前は、リム先生から崇仁地区にこれまで関わってこられたご経験を踏まえて、今後の在り方について貴重なご意見もいただいております。それも思い起こしていただきながら、この崇仁地区の問題につきましてご検討をいただければというふうに思っております。崇仁地区の環境改善、どうぞ委員の皆様方、ご質問なども含めましてご意見を頂戴できればというふうに思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 質問も含めてなんですけど。これは今、崇仁地区全体の議論をしているんですかね。それともその一角、残されたところの部分か、どっちの議論を。

【新川】 当面、目前でやはり困っているのが、北部地区の改良住宅がまだ建てられていないところをどうするかということなんですけど、同時にその問題を考えていくときに、今までのように住宅だけ建て替えて改良住宅にしてしまえばいいという議論ではなくなってきていますので、この崇仁地区全体も踏まえて新たな位置付けの仕方とかも考えていく必要があるんじゃないかということでした。

【長谷川】 そういう意味で、例えば全体の中で、今、未開発ですか、住んでないところもありますけども、ある部分だけを住宅にして、ある部分は住宅以外のこともできるということも可能なんですかね。例えば買収の済んでいるところは、先ほどの議論の建て替えによって、そこにお住まいの方を集約して、例えば北部のまだのところはいわゆる住宅じゃなくて、他にもできるというようなことも、これはリム先生にお聞きしたいんですけど、考えられるんですかね。

【新川】 じゃ、リム先生、よろしく願いします。

【リム】 もちろん考えられると思います。そのときに、前回も少し言ったんですけど、今日の、事務局が一生懸命説明してくださって恐縮なんですけど、事業手法というイメージしにくいです。私は提案も含めて、今のご質問に答える部分もあわせて、イメージから入ったほうがいいと思うんです。従来のような改良住宅が全部、改良住宅で埋まる団地にするとか、あるいは、この間もちょっと言いましたけど、六本木ヒルズみたいなものにしようという、商業施設をどんどんやろうと

いうことを。

私は、むしろ今の状況を逆手にとって、なるべく余分なものをつくらずに、町家みたいなものをいっぱいつくって、その魅力で外から人が来る、あるいは新しいマンションを木造でつくってみて、それをキャッチフレーズにするとか。

実は、今朝も東京から帰ってきました、やっぱり京都駅へ入る前に窓にしがみついて崇仁を眺めていたんですけど、今は正直言ってみすばらしいです。でも、あそこに中途半端な商業施設を建てたら、ものすごく中途半端な惨めなまちになると私は思うんです。それよりも、ここに行ってみたいと思わせるようなものをつくったほうがいいと。それは、別に住宅であってもいいし、それから商業施設であってもいいし、私は学校であってもいいと思いますし、そこを提案したいと。

ですから、前回の委員会の発言について、私に名指しでご意見が出ていますので、少しそれもちょうど簡単に答えていかなければいけないかと思って。こういうご批判をいただくのは私は嫌いではなくて、どんどんそういうことを議論したいと思うんですけど、ちょっと残念なのは全然話した趣旨と違う的外れな指摘をされている。

実は、崇仁と関わる経緯とかについては、来月になりますけど、『躍動するコミュニティ』という本が出まして、そこで丁寧に書いていまして、その最後の部分だけをちょっと前回、資料を出させていただいて、その中で崇仁に京町家というのが、この方は「京町家という被差別部落の内発性には縁のない洛中文化でカモフラージュする」ということをおっしゃって。

とんでもなくて、京町家は別に洛中だけじゃなくて、東山区でも伏見区でも東九条にも崇仁にもあったし、町家には非常に大邸宅の町家から長屋まであって、様々なそれこそ多様性がある。

そういうかつての崇仁にもあった文化を再生させようと言っているのだから、ちょっとこのカモフラージュというのは違いますということを言いたいということと、特定目的会社でプロジェクトチームをつくらなきゃいけないと言いましたけど、そのことで「地元NPOにかかわってきたなら無責任ではないか」とおっしゃって。

実は、今回提案したこういった内容は、数年前、崇仁のまちづくりの会のNPOの方たちと都市再生モデル調査でやった研究成果でも言っていることで、多少

その後、もう少し具体的に町家なんかどうかというのもありますけれども、決して地元の人たちの関わってないところで勝手なことを言っているわけではない。

そういうことを少し付け加えさせていただいて、言いたいのは、まさにさっきの中坊先生のお話で、本当にこれから崇仁のまちづくりをやったことによって京都がよくなったと、私はそう思われるような、つまり役者でいうと脇役じゃなくていきなり主役に抜擢されてほしいなというのが個人的な思いです。

【新川】 ありがとうございます。少しレギュラーなご発言があったかもしれませんが、ご容赦をいただくということで。

ご趣旨は、むしろまちのイメージを考えながらのほうが崇仁のこれからの在り方、議論がしやすいのではないかとということで、木の香りのする町家、あるいは様々な、それこそいろんな種類の町家というのがまちの雰囲気をつくり出していく、賑わいをつくり出していく、そんなまちをイメージしてこれからの環境改善を考えたらどうかというご提案をいただきました。

このあたりは、もちろん六本木ヒルズ論もあるかもしれませんが、ご自由にいろいろご意見をいただければと思います。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 前日も発言いたしましたが、私、崇仁のこのまちづくりを考えるときに、一番先に来るのはやはり財源の問題だというふうに思うんです。その財源をどこに求めるかということですが、今までのように京都市の財政がそこそこの余裕があったときにはよかったです。今では、先ほどリム先生もおっしゃったように、京都市の財政が破綻に近い状態になっている中で、財源の求め方をどうするのかということを考えなければ、理想論としてのまちづくりだけを言っても、それは難しいというふうに思うんです。

そこで、考えなければならないことは、私は京都市の今持っている土地の活用だと思えます。例えば九条車庫とか、広い土地のところの高度利用ですね。例えば、西洞院の塩小路の角に、市バス車庫の上にずっと住宅が建っていますけど、ああいう活用の仕方をすれば市バスの車庫の上に広い大きな改良住宅を建てることのできるわけですね。

そうすると、土地が空く、その空いた土地を売却することによって、あるいは売却か、どうするかはあれですが、財源を生む方法に持ってきて、まず改良住宅

をどうするかという議論を先にする。それから、区画整理の問題を考える。そのときに、まちづくりをどうするかということを考えるという、その順序が私は非常に大事ではないかと思うんです。

改良住宅と、それから土地区画整理とまちづくりと一緒に全部固めてやってしまおうというのは、ちょっとそこに議論に無理があるというふうに思いますので、改良住宅は改良住宅で、ぜひ先ほど、2番目のあの中でどうするかということを考えて、できるだけ広い土地を空ける、それをまちづくりにどう生かすかということ、これを次の問題として考えていくという順序で議論をしていったらどうかというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

まずは改良住宅、必要とされている住宅の確保という、そののところから考えるべきだと。ただ、実際には、現在残っている北部地区は住宅が建設できない土地形状になっておりますので、順番としてはそうですけれども、その問題に見極めをつけつつ、しかし土地も何とかしないといけないということが伴ってくるということがございます。ただ、優先順位の置き方として、また議論の順番として住宅からというふうにご意見をいただきました。

山本委員さん、どうぞ

【山本】 渡部委員さんが言われたとおりだと思うんですが、僕はだからこそやっぱりビジョンというか、イメージというか、将来図といいますか、あるいは工程図といいますか、そういうものが必要だと思うんです。やっぱり生きていくということは夢を持つことですから、将来的にはこうありたいなというリム先生の言われるイメージ、それがあって、それを目指してどう着実に進めていくのかというふうに考えたいと思います。

崇仁地区については、まだこれからの部分がありますので、いろんなことがやっつけられるからこそ、ある意味で夢のあるまちづくりとしてできる可能性があるというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、リム先生。

【リム】 今お二人がご指摘されたことは非常によくわかりまして、それで、実はこれ、ちょっと説明しておかなきゃいけないと思ったんですけど、基本的に改良住宅は

このあいだもできて、次、また建てられるということで、大体そこらあたりで戸数は足りるでしょう。どうなんですか。

【新川】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 改良住宅ですけれども、あとまだ213戸の買収を予定しておりまして、今回100住宅、それプラス、あと100から150ぐらいの……。

【リム】 だから、あと100か150で、場合によってはそれは区画整理で持ち家を持ってもらってもいいとなってくると、膨大な数の改良住宅をこれから供する予定はないですね、事業によっては。

【事務局】 事業で建てるのが100戸ぐらいあればというふうに、100少しぐらいというのを考えているところでございます。

【リム】 まず、そういう状況が1点と、もう1点、事務局に、土地区画整理事業をやられたとして、何年でできますか。

【事務局】 まだ意向調査もこれからで。

　　太秦天神川でやらせていただいたのが、事業から約10年ぐらいでやらせていただいておりますので、大体10年をスパンという形で。

【リム】 だから、こういうことなんですね。みんな何かぱーっと建物を使わなきゃいけないとか、それから改良住宅、まだいっぱい必要かもしれないとか、まずそこを整理してからと言う、だから今まで動かなかったんですね。

　　というのは、さっきスライドでまだ未買収地がありましたけど、よく見ると新しく改良住宅ができていますので、まとまった広い土地ってもうそんなに実はつくれなくて、一方で区画整理事業が終わるのを待っていると、少なくとも10年は黙って見ておかなきゃいけない。それは、大規模開発をしようと思うとそうなるんですね。

　　しかし、さっき言いましたような、例えばここはちょっと路地のあるお店がつくっていけるとか、このあたりは留学生のおうちにしていく、このあたりは木造のマンションで定借分譲して、というゲリラ戦略でいけば、できるところからまず手をつけていくと、土地区画整理事業が完全に終わるのを待たなくても並行してできると。それは、そんなたくさんやる必要はないと思うんです。10年で2つか3つのプロジェクトが並行して、そういうことを仕掛けていかないと、またこれから早くて10年、多分20年は整理を待つとなってしまうのが現実。ちょ

っと危惧しております。

【新川】 ありがとうございます。

事業の進め方については、先ほどの事務局説明にもありましたように、単純に全体に土地区画整理をかけて一斉にやっしまおうとかという、そういう発想ではおそろくないだろうというふうには思っておりますけれども、もう一方ではいろんな手法をどう上手に組み合わせるのか。

ここは、いずれにしても改良と、それから区画整理でやるとなると、またその中に新しい手法をどこにどういうふうに入れ込んでいくか、仕組みとしてもまだまだ検討しないといけないところがあるかと思いますが、そのあたりも含めて、しかしこれから本当に今、必要とされているものをどうつくっていくか。

また、まちの賑わいということをつくっていくということのためにも、まちをいつまでもほったらかしにしておくのではなくて、それはやはり日々動いていけるような、日々の活動のあるような、そんなまちにしつらえていくということを進めていかないといけない。そんな発想も大事だろうということだろうと思えますし、ゲリラ的という話もありましたように、そんなところから本当にまちの賑わいも生まれてくるかもしれません。

すみません、余計なことを言っておりますが、その他何か、この問題に関連いたしましてご意見ございますでしょうか。おおよそよろしゅうございますでしょうか。

予定をしておりました時間、毎回大体2時間ということで進めさせていただいておりますが、そろそろ通例の終わりの時間に近づいてまいりましたが、委員の皆様方から崇仁地区について、あるいはそれ以外のところでも、今日の議論のところでも結構ですが、何か最後にこれだけはというのがございましたらお伺いしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特になければ、本日、またまたいろいろとご意見をいただきました。これに基づきまして、次回は、崇仁地区については今後の方向性ということについて、更に議論を深めてまいりたいというふうに思います。また、本日、2つ目の議論にございました改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方ということについては、一定のまとめのご審議を次回いただきたいというふうに思います。

コミュニティセンターにつきましては、今日、一応のところ、本日のまとめで

ご了解をいただいた。ただ、一部、入れられるかどうかということで私にお任せいただいたところがございますので、その確認の意味でご報告をさせていただくというようなことで、次回以降、また考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、本日のご審議につきましてはここまでとさせていただきますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】 それでは、失礼いたしまして、報告等でございます。

まず、今日、既にリム先生のほうから触れていただいておりますけれども、いつものように前回から昨日までの時点でのご意見を資料として添付をさせていただいております。

それから、次回以降でございますけれども、今、委員長のほうでまとめていただきましたとおりでございまして、そういったことで次回またお願いしたいと思います。日程といたしましては、11月5日を第1候補として、今、調整中でございます。また正式に決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

コミュニティセンターの在り方につきましては、一定、議論を終えていただきまして、誠にありがとうございます。まとめの文章につきましては、委員長からご説明がありましたとおり、若干、委員長のほうでご検討いただき、最終微修正をいただくということで、その微修正の結果につきましては、また改めて委員の皆様にも事前にお知らせいたしたいと思っております。

ここで1点、お詫びを申し上げる事項がございますが、そのコミセンのまとめの資料で、資料1の2ページ目のところ、大きな4番のタイトルですけれども、「今後の在り方について」ということになってございますが、前回の資料では「事業や施設等の在り方について」でございました。前回から委員長のご指示のもとに修正をさせていただく際に、事務局のミスでちょっと前のバージョンが入り込んでしまったようでして、この表現は前回と変わっておりますが、前回と変わっているということそのものがミスでございまして、他意はございませんので、お詫びかたがたご報告をさせていただきます。また最終、委員長に微修正いただいたものとあわせまして、この部分も直したものを委員の皆様にはお届けしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは、今後の進め方等々につきましてご案内がございましたが、次回、まずは先ほどのような予定で進めさせていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、長い時間にわたりまして熱心にご審議をいただきまして本当にありがとうございました。以上をもちまして、第9回の京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を終了とさせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

了